The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ドイツにおける「移民」統合政策とその諸問題 : 多文化共存と並存のはざまで
Author(s)	渡邉, 紗代
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49479
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【５】

氏　　名	渡　邉　紗　代（わたなべ　さよ）
博士の専攻分野の名称	博　士（言語文化学）
学　位　記　番　号	第　２２３９２　号
学位授与年月日	平成20年６月25日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当 言語文化研究科言語文化学専攻
学　位　論　文　名	**ドイツにおける「移民」統合政策とその諸問題－多文化共存と並存のはざまで－**
論文審査委員	（主査） 教　授　我田　広之 （副査） 教　授　伊勢　芳夫　　准教授　山本　佳樹

論文内容の要旨

今日、ドイツ連邦共和国（以下、ドイツ）には、およそ729万人の外国人が定住している。「本来は移民国家ではなかったドイツ」であるが、第二次世界大戦中には強制的に外国人労働者、1950年代後半には労働力の不足を補うために外国人労働者、そして、1980年代には難民などを受け入れてきたことによって生じた結果である。それゆえ、その結果として、いわゆる「ドイツ民族」だけでなく、「民族的に異なる人々」と共に生活をするという状況が生まれ、多文化的な社会が生じてきた。このような状況をふまえて、現在、ドイツ連邦政府は、政治システムとして、文化や言語、宗教などが様々に異なった背景を持つ人々との共存への道を探り始めた段階にある。

1973年の外国人労働者の受け入れを停止したことをきっかけに、原則的に就労を目的とした外国人の受け入れは中止していた。しかし、2000年からIT技術者を受け入れ始め、そして、2004年7月に移民法が成立したことによって新たな移住者を受け入れ初めるようになった。これは、ドイツが「移民国」として転換しつつあることの表れであると考えられる。そこで、本論では、ドイツにおいて外国人や移民がどのように受け入れられてきたのか、またその受け入れの過程でどのような問題が生じ、ドイツ連邦政府がどのような対応をし、どのような解決策を講じてきたのかについて論述した。政治や経済的な側面のみならず、文化や言語、宗教的な側面にも考慮し、ドイツでの多文化的な社会の現状にも目を向け、

分析対象としている。

本論は全8章から構成されているが、章ごとの概要を紹介してみたい。まず、第1章では、「外国人」や「移民」といった基本的な用語を整理したうえで、ドイツに定住する外国人の現状を分析した。そして、外国人労働者や難民、旧ドイツ領やロシアなどからのアウスジードラーと呼ばれるドイツ系民族や旧東ドイツからの移住者であるユーバージードラーなどがドイツに定住するようになった経緯がどのようなものかを探ってみた。また、そのような中で「多文化主義」という主張が広がり定着しつつある現状、文化的な多様性を認めようとする動きがあることに着目し、分析をしている。特に、「多文化主義」の定義が非常に曖昧であるとの考えから、ドイツで語られ、目指されている「多文化主義」とはどのようなものであり、どのような特徴があるのかを把握することで、ドイツにおける多文化社会のあり方を明確にすることを試みた。そして同時に、「多文化主義」の広がりがドイツにどのような影響をもたらしたのか、「多文化主義」の功罪にはどのようなものがあるのかを検討している。

第2章では、第1章の流れを受けて、まず、ドイツにおいての文化的な多様性の是非を論じたうえ、文化的に多様性をおびているドイツで、どのような反発や批判があるのかを考察してみた。具体的には、文化的な多様性への反発としてのLeitkultur論争や、「ドイツ民族」へのこだわりといった血統主義にもとづく反論などが活発になっていることに着目し、どのような論点で議論されているかを分析している。また、そのような血統主義に加えて、人種主義という観点も加えて論述した。

第3章では、法律的な側面からの考察を試みた。具体的には、外国人がドイツに滞在し、就労する場合にはどのような規制があるのか、あるいは、どのように保護されているのかという観点からの分析を行った。まず、1990年の外国人法の改正によって、滞在許可制度がどのように変化したのか、どのように規定されることになったのかを中心に論じた。そして、国籍取得のための条件にはどのようなものがあり、どのように規定されているのかを、2000年に施行された国籍法とその改正のための議論を中心に分析している。最後に、「移民国」としての転換点となったとも言える移民法に着目し、どのような過程を経て成立し、どのような規定がされているのかを論述した。

第4章では、文化的な多様性を保護する、あるいは、定住外国人との共存を図るうえで「統合（Integration）」を目指すということが度々主張されているが、その「統合」の概念についての再考察を試みた。なぜなら、「統合」という言葉は必ずしも明確に定義づけがされているわけではなく、使われる地域や国、立場によってその意味が異なっているからである。特に、「統合」と「同化（Assimilation）」の概念には、どこに違いがあるのかということは、政治家や識者の間でも幾度なく議論されてきた。そういった意味では、「統合」という概念は曖昧なものと言える。したがって、「同化」の定義をふまえたうえで、ドイツにおいて使われてきた「統合」の概念がどのように変遷し、ドイツ連邦政府が目指している現在の「統合」がどのようなものであるかを、再度問い直してみた。いくつかの先行研究に依拠しつつ、また、様々な言説を具体的に引用しながら論述している。

第5章では、第4章で考察した「統合」の概念をもとに、ドイツ連邦政府が現在実践している統合政策はどのようなものかを考察した。前半では、2005年から開始された統合コースの概要を述べたうえで、2005年と2006年の統合コースを中心に考察している。特に、2006年と2007年にドイツ連邦内務省やドイツ連邦政府が作成した報告書をもとに、検討を行った。そして、後半は、外国人や移民の成人以外への統合政策はどのように行われているのかという観点で、学校教育の現場でどのような取り組みが行われているのかを考察している。

第6章では、同じヨーロッパの、同じく外国人問題で岐路に立たされているフランスとの比較を試みる。例えば、2005年にはパリで移民の若者が暴動を起こすといった事件が起きているように、フランスにおいても外国人や移民との関係を問い直し、対策をとっていくことが重要課題とされている。このような点をふまえて、ドイツとの比較対象としてとりあげた。フランスでは、外国人労働者や難民だけではなく、旧植民地からの移住者を受け入れている点で、ドイツとは少し異なってはいるが、宗教や文化的な面での摩擦はドイツと同じく起こっている問題であるので、それらに対する対応の違いがあるのか否かということを比較検討してみた。具体的には、「スカーフ着用」に関する問題に焦点を当てて論述することで、その違いを見出した。

第7章では、ヨーロッパの中で「多文化主義」の先進国であるとされてきたオランダとの比較を試みている。オランダでは、旧植民地からの移住者を含め、ドイツと同様に労働力不足を補う目的で外国人労働者を雇用してきたが、その対策は異なっている。オランダとドイツとの最大の違いは、外国人労働者やその家族、植民地からの移住者が、「一時的な滞在者」ではなく、定住者であるとみなし、1970年代からすでにオランダ政府が迅速に対

応してきた点にある。もっとも、迅速な対応をとっているからといって、オランダ人と外国人や移民の間での問題が全くないということではない。特に、近年ではイスラーム文化との摩擦による問題のため、社会的な「統合」が果たされていなかったのではないかという見方もあるので、この点を踏まえながら考察を行った。特に、ドイツの統合政策はオランダをモデルとして作られているので、ここに着目し比較検討することで、ドイツとの違いはどこにあるのか、どのような共通点があるのかということを分析した。

そして、最後の第8章では、全体を通してのまとめとして結論を導き出している。

全体の大きな枠組みとしては、現段階でドイツ連邦政府がどのように現状の多文化社会に対して対応をしているのかということを論述している。特に、1980年代後半からの定住する外国人や移民の増加に伴って、ドイツ連邦政府はその対策を講じてきたが、2005年に至るまでにどのような変化があり、どのように変わってきたのかということを時代の経過とともに考察した。その中で、どのような批判や議論があり、どのような問題点があるのかといったことを分析している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、ドイツにおける移民政策の現状を分析し、そこに見られる諸問題を多角的・批判的に考察しようとするものである。その論述に当たっては、まず外国人受け入れの歴史的経緯およびその数量的変化、移民に対する法制度、教育政策等について数多くの資料を参照し、ドイツにおける移民の状況や政策を包括的に把握・提示しようとしている。また、ドイツの「主たる文化」をめぐる論争を検討するとともに、「統合」と「同化」の違いを分析することを通じて、増加する移民に対するドイツ側の対応や政策に見られる理念上の問題、政策上の限界を指摘し、より踏み込んだ議論を展開している。さらには、フランスならびにオランダとの比較を通して、ドイツの移民政策の特質を際立たせると同時に、その改善の可能性を模索している。

このように、本論文はドイツにおける移民政策やそれに関する議論について、複数の観点から幅広く記述されており、読者にこのテーマの射程についての包括的なイメージを与えてくれる。また、現在進行中の事象をよくフォローし、例えば２００５年に始まった「統合コース」のような最新の動向を詳しく紹介している点なども高く評価できる。その反面、記述の分量に比して扱う範囲が広すぎるため、個々の論点については概説的な内容にとどまっていること、翻訳文献からの記述が多く、数多く存在するはずのドイツ語文献の参照が少ないこと、さらには、記述の下敷きになった文献が注に明示されていないことなど、遺憾な点も見受けられる。ただし、これらの内容上・形式上の不備については、今後の研究の進展において改善可能なものであり、意欲的な学際的・包括的研究としての本論文の価値を損なうものではない。また、「統合／同化」、「共存／並存」という対概念をより厳密に規定することにより、本論文で得られた結論にさらなる説得力が与えられることが大いに期待される。

以上のように、本論文は博士（言語文化学）の学位論文として十分価値あるものと認められる。